

法定後見制度利用の流れ

すでに判断能力が不十分な方

1

もうし た じゅん び 申立て準備



- 本人の判断能力、経済状況日常生活を把握します。
- 申立人や後見人等の候補者を検討します。
- 医師の診断書の補助資料として日頃関わる福祉関係者に「本人情報シート」の作成を依頼します。
- 診断書(成年後見用)の作成を医師に依頼します。
- 戸籍抄本等の必要書類を集めます。
- 申立書類を作成します。

2

もうし た 申立て



- 申立人が本人の住所地(住居登録をしている場所)を管轄する家庭裁判所に申立てます。
- 国分寺市に住民票がある場合は東京家庭裁判所立川支部です。
- 電話で面接日の予約をします。

3

しん 審 査



- 家庭裁判所は、書類の点検と申立人に申立ての事情を確認します。
- 成年後見人等の候補者がいる場合は候補者に対しても事情調査をします。
- 本人の意思を尊重するため、本人に面接する場合があります。外出が難しい場合は本人のところに訪問します。
- 「保佐」「後見」の申立てをする場合は原則として判断能力の程度について家庭裁判所が医師に鑑定を依頼します。
- 家庭裁判所が親族に対し意向を照会する場合があります。

※申立て後に取り下げるには、家庭裁判所の許可が必要になります。

もうし た ひつ よう しょ るい ひ よう 申立てに必要な書類・費用

- ①申立書類
- ②診断書(成年後見制度用)、診断書付票、本人情報シート(コピー)
- ③戸籍抄本(本人)
- ④住民票(本人・後見人等候補者)
- ⑤登記されていないことの証明書(本人) ※東京法務局で取り寄せ

- ①は東京家庭裁判所・支部の窓口にあります。東京家庭裁判所後見サイトからダウンロードもできます。権利擁護センターでも配布しています。
- 申立て費用の目安は、約2万円です。(鑑定費用は除く)
- 専門家に書類作成を依頼することもできます。(費用は申立人の負担となります)